

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業等の事業費の精算が過大

3件 不当金額(支出) 886万円

1 補助事業の概要

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業(平成28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業)は、農業法人等と企業等が連携して行う農業経営全体に係るコストの低減や収益向上等を目的とした先端技術・ノウハウ等の実証(連携プロジェクト)及び連携プロジェクト全体の統括・運営に関する業務(事業統括業務)を行うものである。そして、農林水産本省は、連携プロジェクトを実施する者(連携プロジェクト実施主体)に対して助成を行った事業統括業務を実施する者(事業統括業務実施主体)に対して国庫補助金を交付している。

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業実施要綱。「実施要綱」)等によれば、連携プロジェクトの補助対象経費は、機械・施設等導入費、技術者人件費、農業生産費等とされている。また、事業統括業務の補助対象経費は、当該業務を行うために必要な人件費、旅費、委託費等とされている。そして、これらのうち技術者人件費及び人件費は、連携プロジェクト実施主体及び事業統括業務実施主体のそれぞれの構成員の正規職員について、事業従事者ごとに、給与等の年間支給実績等に基づき算定した時間単価に補助事業に従事した実績時間に乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

連携プロジェクト実施主体であるソーラーファームポータル実証コンソーシアム及び農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアムは、連携プロジェクトに従事した各連携プロジェクト実施主体の構成員である法人の技術者人件費の算定に当たり、実施要綱等によれば、事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、時間単価に間接経費を含めないこととされているのに、人件費単価に職階別の間接経費の率を乗じた額を平均するなどして算定したり、正規職員の給与に旅費等を加えた額を基に算定したりなどして、1564万円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額637万円が不当と認められる。

また、事業統括業務実施主体である先端農業連携創造機構は、事業統括業務に従事した同機構を構成する1法人の人件費の算定に当たり、実施要綱等によれば、事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、時間単価に間接経費を含めないこととされているのに、同法人の職階別の人件費単価に間接経費を加えた額等として、248万円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額248万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
農林 水産 本省	先端農業連携創造機構 ソーラーファームポータル実証コンソーシアム (事業主体)	農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	平成28	円 3178万	円 1589万	円 485万	円 242万
同	同 農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアム (事業主体)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	29	3125万	1417万	1079万	394万
同	同 (事業主体)	同 (事業統括業務)	28,29	6641万	6641万	248万	248万
計	3事業主体			1億2945万	9648万	1813万	886万